

プロジェクト リース

項目 第 93 回リース会計専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 93 回リース会計専門委員会（2020 年 6 月 29 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

貸手のファイナンス・リース取引の会計処理について**（貸手の基本となる会計処理）**

2. 収益認識会計基準開発後の割賦販売取引の会計処理との整合性から、リース適用指針第 51 項の第 1 法から第 3 法に区分する貸手の会計処理については、これらの区分を廃止し、第 3 法のみとすべきと考える。
3. 貸手のリース事業者の立場からすれば、第 1 法から第 3 法の会計処理は実務に定着しており、投資家の判断を誤らせるほどの課題は認識されていないため、従来の会計処理を踏襲することでよいと考える。販売益が生じない取引の場合、第 1 法から第 3 法の会計処理は、各期の利益はいずれも同額であり、表示に関する選択を残すことは、大きな課題ではないと考えられるのではないか。総額表示を純額表示とする場合、課税所得には影響しなくとも、消費税等で影響が生じる可能性がある。

（製造業者又は販売業者である場合とそれ以外の会計処理）

4. 資料は、貸手が製造業者又は販売業者の場合は販売益を認識し、それ以外の場合は金融処理をするとしている。しかし、この書き方では、前者は金利の要素は認識しない、後者は販売の要素は認識しないというように読める。全体的な枠組みとして、前者は販売要素が中心になり、後者は金融要素が中心になるということを言っているのであれば、その旨を記載した方が良いのではないか。
5. 製造業者又は販売業者という業者に応じて会計処理を区分するよりも、原資産の売価と帳簿価額との差から販売益が生じるか否かにより会計処理を区分すべきではないか。
6. 貸手が製造業者又は販売業者である場合の会計処理を行う典型例は、連結財務諸表ベースで親会社がメーカーで子会社にリース会社を有する場合が考えられる。この場合、連結内部取引の未実現損益の仕訳を整理すべきである。

7. 米国会計基準では、貸手の販売型や金融型の区分について、収益認識基準の考え方も踏まえた区分方法を採用しているが、必ずしもその区分がうまくいっていない可能性もあり、区分方法を定めるか考えるうえで、参考になるのではないか。

(所有権移転有無に応じた貸手の会計処理の区分の必要性)

8. 所有権の移転有無に応じて会計処理が異なるのは、我が国のリース会計基準等に特有の定めであるが、貸手の会計処理については、今後、所有権移転有無に応じた影響を分析し、会計処理を区分する予定か確認したい。

(再リースの会計処理)

9. 所有権移転外ファイナンス・リースでは、リース期間終了後に再リースするものが多いが、当初のリース期間中はファイナンス・リースの会計処理を行い、再リースはオペレーティング・リースで処理する点が日本の特徴であると考えられる。この点は、今後の基準開発において追加の検討が必要と思われる。

(オブザーバーから聞かれた意見)

10. 今回のリース会計基準等の改正は、借手の会計処理の変更が目的とされているため、貸手の会計処理についても変更することは業界として想定していなかった。改正内容は、借手を中心として検討し、貸手に対しては、昨今の状況も考慮して、大きな負担が生じない程度の改正に留めるほうがよいのではないか。

リース業における割賦販売取引の会計処理

(リース業における割賦販売取引の特徴)

11. リース業における割賦販売取引は、その他の業種における割賦販売取引と本質的に異なるものがあるか。
12. リース業における割賦販売取引は金融要素が強く、他の業種の割賦販売取引は取引日に販売益が生じるものが多いと思われる。実務では、税務上、リースとして適格でない取引を、割賦販売として契約を締結している例が多いと思われる。最終的に借手に所有権が移転する所有権移転リースと、完済まで所有権を売手に留保する割賦販売では、法形式は異なるが経済実態は同様と考えられる。したがって、所有権移転リースと割賦の会計処理を分ける必要はないように思われる。
13. 通常、使用期間と支払期間が一致する取引がリース取引、基本的に一致しない取引が割賦取引であり、この本質的な違いは会計処理に反映させるべきと考えられる。

範囲（無形資産について）

（借手のソフトウェアのリース）

14. IFRS 基準の適用実務においては、借手は、ソフトウェア・ライセンスについて、IFRS 第 16 号第 3 項(e)に記述したもの以外の無形資産として、IFRS 第 16 号を適用することができるという解釈が一般的である旨を紹介しているが、この解釈の出典は何か。解釈は固まっていないと思われるが、ここで紹介されている解釈とは異なり、ライセンスに該当するという見解もあると思われる。
15. 借手の事業会社の実務感覚からすれば、ソフトウェアがリースか、使用権許諾か、売買かその取引の性質を突き詰めて会計処理を決めているものではないと思われる。全額前払の場合は、当初から無形資産を計上しているが、分割払いの場合、当初から資産と負債を総額で認識するという実務ではないため、リース会計基準の適用が要求されることに違和感があると思われる。借手のソフトウェアの場合、リース会計基準の範囲とすることを今回決めるよりは、今後の無形資産の会計処理の検討に委ねた方がよいのではないか。
16. 既に無形資産としてソフトウェアを計上している場合、今後は、使用権資産へ表示を変更することになると考えられるが、そのまま無形資産として計上しておくとか何か問題が生じるか確認したい。
17. ソフトウェアをリース会計基準の範囲に含める場合、クラウド契約についても、範囲、定義及び識別において検討する必要があるのではないか。

（貸手のソフトウェアのリース）

18. リース業におけるソフトウェアのリース取引と、ライセンス供与（収益認識会計基準）の関係については、想定していた論点になく、リーガル面を含めて慎重に検討したい。使用権を再許諾しているとは言えるが、ライセンスを供与している立場と言えるかは疑問が残るため、整理が必要と考えている。
19. 顧客専用開発したソフトウェアについては、実質的に所有権移転ファイナンス・リース取引に該当する取引ではないか。
20. 顧客が、著作権を保有すべき、独占的に使用権を有する契約の場合、法的にはリースではなく、リース業社は、実務上、支払委託又は代払いと呼称して、通常、金融商品会計に基づく貸出金の会計処理を行っている。実務においては、リース契約か否かは、税法の定めに影響を受けており、全てのソフトウェア取引にリース契約を締結しているという訳ではない。

(借手のソフトウェア以外の無形資産のリース)

21. ソフトウェアについては事務局提案で問題ないと思うが、借手は、ソフトウェア以外の無形資産のリースについて、リース会計基準等を適用することができるが要求はされないとする、仮に、重要性があり、かつ、拘束性のある支払であっても、貸借対照表に資産及び負債を認識しないことが選択できることになるため、適用しない場合は注記による開示を要求すべきではないか。

範囲（実務対応報告第 35 号「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」との関係）

22. 公共施設等運営権の取得にリース会計基準等を適用しないという結論に違和感はないが、リースの定義について IFRS 第 16 号と同様に、「使用を支配する権利」の移転とする場合、支配の観点から定義及び識別によりリースに該当しないという整理も考えられるのではないか。
23. 公共施設等運営権について、新型コロナウイルス感染症の影響により、契約条件変更等の影響が生じているか確認したい。

以 上